

**岡山市学校給食費債権回収等業務委託
企画提案書等評価基準**

評価項目	評価内容	配点
1 事業者に関する項目		
(1) 業務実績	・政令指定都市、中核市、施行時特例市又は特別区で学校給食費の債権回収等業務を令和 3 年度以降に受託し、完了した実績はあるか。(実績件数により配点) 0 件 : 0 点、1 件 : 3 点、2 件 : 6 点、3 件 : 9 点 4 件 : 12 点、5 件以上 : 15 点 ※1 つの自治体につき 1 件とする。	15
小 計		15
2 企画提案書、プレゼンテーションに関する項目		
(1) 業務取組方針	・本業務の目的を理解した上で、業務に取り組む方針や考え方が具体的かつ的確であるか。	10
(2) 業務実施体制	・業務が円滑に遂行可能な人員配置がされているか。また、業務の管理体制は適切か。 ・業務従事者は、業務を遂行する上で、必要な能力（経験及び資格等）を有しているか。	10
(3) 個人情報の保護体制	・個人情報保護を徹底するための体制が確保されているか。	10
(4) 催告・収納業務	・実施方法・時期・回数等が効果的であるか。 ・債権回収業務で培った経験を活かした、創意工夫を凝らした提案があるか。	25
(5) 納付相談・納付指導業務	・債務者の経済・就労状況の把握など、福祉的観点からも配慮がされている提案であるか。 ・債務者からのトラブルや苦情への対応方針が適切か。	10
(6) 報告業務	・債務者の状況を具体的に把握できる報告内容であるか。	10
(7) 独自提案	・その他、本業務の成果をより効果的なものにする提案があるか。	5
小 計		80
3 価格評価に関する項目		
成功報酬見積	見積率に関する評価（整数値とする） 25%以上 : 1 点、23～24% : 2 点、21～22% : 3 点、 19～20% : 4 点、18%以下 : 5 点	5
小 計		5
合 計		100

○評価点の合計点が 60 点を下回る提案については、最適な提案者として特定しない。

○合計点が同点の提案者があり、最適提案者及び次順位提案者が特定できないときは、「3 価格評価に関する項目」を除く評価項目の合計点により、最適提案者及び次順位提案者を特定する。